

別表第34(第17条関係)一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考手法

■ 熊本県の技術指針との相違点

参考項目		参考手法				
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法			
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2)自動車の走行 季節ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2)自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期			
	浮遊粒子状物質	自動車の走行	1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気の汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 供用開始後定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期		
			粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期

		切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
騒音	<p>建設機械の稼働</p> <p>(1)建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2)資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 (3)自動車の走行 ア 騒音の状況 イ 新設又は改築される道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2)資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>	
振動	<p>建設機械の稼働</p> <p>(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	
低周波音	自動車の走行	<p>1 調査すべき情報 低周波音の音圧レベル</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 低周波音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、低周波音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 低周波音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p>

		切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
水象に係る流量、流速等	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報 河川、湖沼等の流量、流速等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水象の特性を踏まえて予測地域における流量、流速等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>2 調査の基本的な手法 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 調査地点 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水象の特性を踏まえて予測地域における流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 予測対象時期等 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>3 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>3 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の状況</p> <p>(2) 地下水の流向の状況</p> <p>(3) 湧水の位置、湧水量の状況</p> <p>(4) 地下水(帶水層)の賦存形態の状況</p> <p>(5) 地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位、流向等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位、流向等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水の水位、流向等に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	工事施工ヤードの設置	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の概況</p> <p>(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
工事用道路等の設置	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の概況</p> <p>(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)		<p>1 調査すべき情報 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>2 調査の基本的な手法 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
日照阻害	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日</p>

		<p>(2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p>	<p>影図の作成</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設(嵩上げ式)の設置が完了する時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	<p>切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>工事施工ヤードの設置</p> <p>工事用道路等の設置</p> <p>道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)</p> <p>道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>(2) 動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	<p>切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>工事施工ヤードの設置</p> <p>工事用道路等の設置</p> <p>道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)</p> <p>道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び群落の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>工事施工ヤードの設置</p> <p>工事用道路等の設置</p> <p>道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)</p> <p>道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況</p> <p>(2) 生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況</p> <p>(3) 人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況</p> <p>(4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		<p>的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 主要な眺望点の状況</p> <p>(2) 景観資源の状況</p> <p>(3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去		<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p>
	工事用道路等の設置		<p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>
二酸化炭素	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>建設機械及び車両等のエネルギー消費効率</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>建設機械及び車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		<p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域及び予測における計算を適切に行うために必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>
文化財	工事施工ヤードの設置	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 文化財の種類、指定区分、位置及び分布の状況</p> <p>(2) 埋蔵文化財包蔵地の内容、位置及び分布並びに埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる場所</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>文化財について、その改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	工事用道路等の設置		
	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)		
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)		

		<p>的に把握できる地点 5 調査期間等 　文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	把握できる時期
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報 (1) 主要な交通流及び交通量の状況 (2) 主要交差部における交通処理の状況 (3) 周辺の渋滞等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 　文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 　地域交通の特性を踏まえて交通混雑に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 　地域交通の特性を踏まえて調査地域における交通混雑に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 　地域交通の特性を踏まえて調査地域における交通混雑に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 　交通混雑について、事業計画の内容を踏まえた推定、事例の引用又は解析とし、混雑度及び交差点需要率は、理論計算式(交通シミュレーション解析等を含む。)による方法</p> <p>2 予測地域 　調査地域のうち、地域交通の特性を踏まえて交通混雑に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 　地域交通の特性を踏まえて予測地域における交通混雑に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 　影響が最大となる時期</p>
備考			
<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p> <p>9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。</p> <p>10 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p> <p>11 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。</p>			

別表第35(第17条関係)森林地域における一般国道等の新設又は改築の事業及び森林法第193条に規定する林道の開設又は拡張の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第34 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	自動車の走行			
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
水象に係る流量、流速等	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の濁り	造成等工事による一時的な影響	別表第34 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
地下水に係る水位、流向等	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な地形及び地質	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等工事による一時的な影響	別表第34 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)			
	自動車の走行			
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等工事による一時的な影響	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)			
地域を特徴づける生態系	造成等工事による一時的な影響	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
建設工事に伴う副産物	造成等工事による一時的な影響	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
文化財	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
備考				
1この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。				
2この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。				
3 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。				
4 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。				
5この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。				
6この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。				
7この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。				

別表第36(第17条関係)ダムの新築の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
騒音	ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 (3) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働が予想される対象事業実施区域及びその周辺の区域における騒音の状況 騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況 騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
振動	ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事	1 調査すべき情報 (1) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	1 予測の基本的な手法 (1) 建設機械の稼働 事例の引用又は解析 (2) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動について、振動レベルの80バーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域

		<p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
低周波音	原石の採取の工事 ダムの供用及び貯水池の存在	別表第34 低周波音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	ダムの堤体の工事 原石山の跡地の存在 道路の存在 建設発生土の処理場の跡地の存在 ダムの供用及び貯水池の存在	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事 ダムの供用及び貯水池の存在	別表第34 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
水温	ダムの供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
富栄養化	ダムの供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 水温の状況</p>	<p>1 調査すべき情報 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p>

		<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準のあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
溶存酸素量	ダムの供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 溶存酸素量の状況 (2) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 溶存酸素の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
水素イオン濃度	ダムの堤体の工事 ダムの供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1)工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期 (2)施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
重要な地形及び地質	ダムの堤体の存在 原石山の跡地の存在 道路の存在 建設発生土の処理場の跡地の存在 ダムの供用及び貯水池の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事	別表第34 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

	<p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況</p> <p>(2)動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3)注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1)水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(2)水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及び工事用道路の設置の工事</p> <p>建設発生土の処理の工事</p> <p>道路の付替の工事</p> <p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及び工事用道路の設置の工事</p> <p>建設発生土の処理の工事</p> <p>道路の付替の工事</p> <p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物相、群落並びにけい藻類などの群集の状況</p> <p>(2)植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3)注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1)水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(2)水生植物以外の植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及び工事用道路の設置の工事</p> <p>建設発生土の処理の工事</p> <p>道路の付替の工事</p> <p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及び工事用道路の設置の工事</p> <p>建設発生土の処理の工事</p> <p>道路の付替の工事</p> <p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況</p> <p>(2)生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況</p> <p>(3)人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度(土砂の移動に関する計算又は事例の引用若しくは解析により把握された貯水池内の河床の変化の程度及</p>

	<p>(4)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境 若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1)水生動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生息環境又は生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 (2)水生動植物以外の動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>び事例の引用又は解析により把握された施設の下流の河床の変化の程度を含む。)を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及び工事用道路の設置の工事</p> <p>建設発生土の処理の工事</p> <p>道路の付替の工事</p> <p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及び工事用道路の設置の工事</p> <p>建設発生土の処理の工事</p> <p>道路の付替の工事</p>	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
二酸化炭素	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及び工事用道路の設置の工事</p> <p>建設発生土の処理の工事</p> <p>道路の付替の工事</p>	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	<p>ダムの堤体の存在</p> <p>原山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考	<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をい</p>	

う。

8この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第37(第17条関係)堰の新築又は改築の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	堰の工事	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
粉じん等	堰の工事	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
騒音	堰の工事	別表第36 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
振動	堰の工事	別表第36 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
水象に係る流量、流速等	堰の工事	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	堰の供用及び湛水区域の存在		
水の濁り	堰の工事	別表第34 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
富栄養化	堰の供用及び湛水区域の存在	別表第36 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
溶存酸素量	堰の供用及び湛水区域の存在	別表第36 溶存酸素量の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水素イオン濃度	堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 湛水区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
水底の泥土	堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 水底の泥土及びその調査時の流量 (2) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 堆積物の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて予測地域における水底の泥土に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
地下水の水位	堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の状況 (2) 地質の状況 (3) 河川の水位の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受ける</p>

		<p>地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>おそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水の水位に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	堰の工事 護岸の工事 掘削の工事 堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在	別表第34 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第36 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	堰の工事 護岸の工事 掘削の工事 堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第36 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	堰の工事 護岸の工事 掘削の工事 堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 1 調査すべき情報 (1)無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況 (2)生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況 (3)人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況 (4)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 (1)水生動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生息環境又は生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 (2)水生動植物以外の動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	堰の工事 護岸の工事 掘削の工事 堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	堰の工事 護岸の工事 掘削の工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	堰の工事 護岸の工事	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

掘削の工事		
文化財	堰及び護岸の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	堰の供用及び湛水区域の存在	
備考 <p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>		

別表第38(第17条関係)放水路の新築の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	洪水を分流させる施設の工事	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
粉じん等	洪水を分流させる施設の工事	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
騒音	洪水を分流させる施設の工事	別表第36 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
振動	洪水を分流させる施設の工事	別表第36 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
水象に係る流量、流速等	放水路の存在及び供用	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 放流先の水域の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 洪水時の放水路の供用によって水の濁りに係る環境影響が発生する時期</p>
地下水の塩素イオン濃度	放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の塩素イオン濃度の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況 (4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 塩素イオンの物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
地下水の水位	放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の状況 (2) 地質の状況 (3) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p>

		<p>おそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の水位に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	放水路の存在及び供用	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水の水位の低下による地盤沈下	放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する解析若しくは事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設が供用されて地下水の水位が定常状態になる時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	洪水を分流させる施設の工事	別表第34 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
	放水路の存在及び供用	別表第36 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	洪水を分流させる施設の工事	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
	放水路の存在及び供用	別表第36 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	洪水を分流させる施設の工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
	放水路の存在及び供用	別表第37 地域を特徴づける生態系の部堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	放水路の存在及び供用	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	洪水を分流させる施設の工事	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
	放水路の存在及び供用		
建設工事に伴う副産物	洪水を分流させる施設の工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
二酸化炭素	洪水を分流させる施設の工事	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
文化財	放水路の存在及び供用	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

備考

1この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

2この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第39(第17条関係)鉄道の建設又は改良の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 (3) 列車の走行騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>(3) 列車の走行騒音の状況 騒音の状況については、在来鉄道騒音測定マニュアル(環境省)に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 列車の走行 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)		
	建設機械の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)		
	建設機械の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	列車の走行(地下を走行する場合に限る。)		
	建設機械の稼働		

		果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	あると認められる地域 3 予測地點 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地點 4 予測対象時期等 (1)資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2)列車の走行 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
水象に係る流量、流速等	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第34 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
日照阻害	鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 日照阻害の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	切土工等又は既存の工作物の除去 鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	切土工等又は既存の工作物の除去 鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	切土工等又は既存の工作物の除去 鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考		
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。		
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。		
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。		
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。		
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。		
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。		
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。		
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。		
10 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。		

別表第40(第17条関係)軌道の建設又は改良の事業に係る参考手法

参考項目	参考手法	
環境要素の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
粉じん等 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
騒音 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 車両の走行(地下を走行する場合を除く。)	別表第39 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
振動 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 車両の走行(地下を走行する場合を除く。) 車両の走行(地下を走行する場合に限る。)	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第39 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)及び列車の走行(地下を走行する場合に限る。)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り 切土工等又は既存の工作物の除去	別表第34 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
日照阻害 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 日照阻害の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地 切土工等又は既存の工作物の除去 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地 切土工等又は既存の工作物の除去 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系 切土工等又は既存の工作物の除去 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物 切土工等又は既存の工作物の除去	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素 建設機械の稼働	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
文化財	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考		
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。		
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。		
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。		
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。		
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。		
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。		
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。		
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。		
10 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。		

別表第41(第17条関係)飛行場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式による理論計算
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	航空場の運航	3 調査地城 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点
	飛行機の施設の供用	4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2)航空機の運航及び飛行場の施設の供用 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
		5 調査期間等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 航空機の運航及び飛行場の施設の供用 季節ごとにそれぞれ1週間	
粉じん等	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法	3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
		3 調査地城 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	
		4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	
		5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	航空機の運航	1 調査すべき情報騒音の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	1 予測の基本的な手法 (1) 国土交通省所管飛行場 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則

		<p>(1) 国土交通省所管飛行場に係る騒音の状況 飛行場及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法、飛行場及びその施設の変更の事業にあっては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>(2) 防衛省所管飛行場に係る騒音の状況 飛行場及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法、飛行場及びその施設の変更の事業にあっては防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和49年総理府令第43号)第1条の規定による算定方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時間及び時間帯</p>	<p>(昭和49年運輸省令第6号) 第1条第1項に規定する算定方法</p> <p>(2) 防衛省所管飛行場 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 施行規則第1条に規定する算定方法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
振動	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
低周波音	航空機の運航	別表第34 低周波音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	飛行場の施設の供用	<p>1 調査すべき情報 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 汚水を排水する公共用水域</p> <p>4 調査地点 汚水を排水する地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量を計算</p> <p>2 予測地域 汚水を排水する公共用水域</p> <p>3 予測地点 汚水を排水する地点</p> <p>4 予測対象時期等 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報 (1)濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2)流れの状況 (3)気象の状況 (4)土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p>

		要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における造成等の施工による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
地下水に係る水位、流向等	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響 飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第34 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響 飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響 飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 建設機械、作業船、車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、作業船、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 対象飛行場事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間及び事業活動が定常状態になる時期
文化財	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第42(第17条関係)水力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法			
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法		
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
	建設機械の稼働				
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
	建設機械の稼働				
騒音	工事用資材等の搬出入	1 調査すべき情報 (1) 工事用資材等の搬出入 ア 道路交通騒音の状況 イ 道路の沿道の状況 ウ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (2) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 工事用の資材等の搬出入 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期		
	建設機械の稼働	3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯			
振動	工事用資材等の搬出入	1 調査すべき情報 (1) 工事用資材等の搬出入 ア 道路交通振動の状況 イ 地盤の状況 ウ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (2) 建設機械の稼働地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行が予想される道路交通振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。	1 予測の基本的な手法 (1) 工事用資材等の搬出入 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 (2) 建設機械の稼働 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大となる時期		
	建設機械の稼働	3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯			
水象に係る流量、流速等	地形改变及び施設の存在	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
	貯水池の存在				
	河水の取水				
水の汚れ	貯水池の存在	1 調査すべき情報 (1) 水の汚れに係る項目の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れ	1 予測の基本的な手法 統計的手法又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域		

		<p>に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で、当該の水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>3 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
	河水の取水	<p>1 調査すべき情報 (1) 水の汚れに係る項目の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 単純混合式を用いた理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
富栄養化	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 全窒素、全隣の流入量の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素、全隣の流入量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する全窒素、全隣の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>

		必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
溶存酸素量	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 溶存酸素量の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 溶存酸素の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び溶存酸素量に係る環境影響が最大となる時期</p>
水素イオン濃度	造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報 (1) 水素イオン濃度の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 造成等の施工による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 熱の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在 貯水池の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報 (1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類及び昆虫類その他の主な動物に関する動物相の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p>
	地形改変及び施設の存在	(2) 魚類その他の主な動物(以下「水生動物」という。)に関する動物相の状況	2 予測地域 調査地域のうち、動物(水生
	貯水池の存在	(3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況	
	河水の取水	2 調査の基本的な手法	

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 対象事業実施区域及びその周辺の区域 (2) 河水の取水により水生動物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 動物(水生動物を含む。)の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物(水生動物を含む。)の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	動物を含む。)の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p> <p>貯水池の存在</p> <p>河水の取水</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物相、群落及びけい藻類などの群集の状況 (2)植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 対象事業実施区域及びその周辺の区域 (2) 河水の取水により種子植物その他主な植物に係る環境影響が及ぶおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期
地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p> <p>貯水池の存在</p> <p>河水の取水</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況 (2)生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況 (3)人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況 (4)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 対象事業実施区域及びその周辺の区域 (2) 河水の取水により注目種等に係る環境影響が及ぶおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>地形改変及び施設の存在</p> <p>貯水池の存在</p>	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>地形改変及び施設の存在</p> <p>貯水池の存在</p> <p>河水の取水</p>	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	造成等の施工による一時		1 予測の基本的な手法

	的な影響		廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
二酸化炭素	工事用資材等の搬出入	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
文化財	地形改变及び施設の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在		
交通混雑	工事用資材等の搬出入	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第43(第17条関係)火力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
硫黄酸化物	施設の稼働(排ガス)	<p>1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化硫黄の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>	
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	建設機械の稼働 資材等の搬出入	<p>1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>	
浮遊粒子状物質	施設の稼働(排ガス)	<p>1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 浮遊粒子状物質に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期</p>	

		原則として 1 年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各 1 週間)	
石炭粉じん	地形改変及び施設の存在 施設の稼働(機械等の稼働)	<p>1 調査すべき情報 (1) 降下ばいじんの状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 降下ばいじんの状況 デボジットゲージ又はダストジャーによる測定 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として 1 年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大となる時期</p>
粉じん等	工事用資材等の搬出入 建設機械の稼働 資材等の搬出入	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
騒音	工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(道路交通騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働 施設の稼働(機械等の稼働)	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法 (2) 施設の稼働(機械等の稼働) 騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の稼働(機械等の稼働) 発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	工事用資材等の搬出入 資材等の搬出入	別表第41 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

	建設機械の稼働 施設の稼働(機械等の稼働)	1 調査すべき情報地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期 (1) 建設機械の稼働 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の稼働(機械等の稼働) 発電所の運転が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
水象に係る流向及び流速	地形改変及び施設の存在 施設の稼働(温排水)	1 調査すべき情報 流況の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 原則として1年間	1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験 2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水象の流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期
水の汚れ	施設の稼働(排水)	1 調査すべき情報 化学的酸素要求量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期
富栄養化	施設の稼働(排水)	1 調査すべき情報 全窒素及び全燐の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素及び全燐の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する全窒素及び全燐の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)
水の濁り	建設機械の稼働 造成等の施工による一時	1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析

	的な影響	<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	施設の稼働(温排水)	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温の状況 (2) 流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として 1 年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大となる時期</p>
有害物質	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>4 調査地点 調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に 1 回</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改变及び施設の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土壤汚染	施設の稼働(排ガス)	<p>1 調査すべき情報 (1) 土壤汚染の状況 (2) 気象の状況 (3) 土地利用の経緯</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(土壤汚染の状況については、土壤の汚染に係る環境基準に規定する測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 土壤及び地形の特性を踏まえて調査地域における土壤汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 土壤及び地形の特性を踏まえて調査地域における土壤汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、土壤及び地形の特性を踏まえて土壤汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 土壤及び地形の特性を踏まえて予測地域における土壤汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 土壤及び地形の特性を踏まえて土壤汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息す	造成等の施工による一時的な影響	1 調査すべき情報 (1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況	1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改
	地形改变及び施設の存在	(2) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の	

るものを除く。)	<p>状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生息する動物	<p>地形改変及び施設の存在</p> <p>1 調査すべき情報 (1)魚等の遊泳動物、潮間帯及び潮下帯以下の海底に生息する底生動物並びに卵・稚仔を含む動物プランクトン(以下この表において「海生動物」という。)の主な種類及び分布の状況 (2)干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況 (3)重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
施設の稼働(温排水)	<p>1 調査すべき情報 (1) 海生動物の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況 (3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地 (海域に生育するものを除く。)	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p>	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
海域に生育する植物	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報 (1)潮間帯及び潮下帯の植物(海草類、海藻類その他の植物をいう。)並びに植物プランクトン(以下この表において「海生植物」と</p> <p>1 予測の基本的な手法 海生植物、干潟、藻場及びさんご礁について、分布又は</p>

	<p>いう。)の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2)干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>施設の稼働(温排水)</p> <p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 海生植物の主な種類及び分布の状況</p> <p>干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>海生植物、干潟、藻場及びさんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改变及び施設の存在</p> <p>施設の稼働(温排水)</p>	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改变及び施設の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>地形改变及び施設の存在</p> <p>資材等の搬出入</p>	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
廃棄物	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>廃棄物の発生</p>	<p>別表第42 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p> <p>1 予測の基本的な手法</p> <p>廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常の状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期</p>
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
二酸化炭素	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>建設機械の稼働</p> <p>施設の稼働(排ガス)</p>	<p>別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p> <p>1 予測の基本的な手法</p> <p>施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出量の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測の対象時期又は時間帯</p> <p>発電所の運転が定常の状態となる時期及び二酸化炭素</p>

			に係る環境影響が最大となる時期
文化財	地形改変及び施設の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	工事用資材等の搬出入	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第44(第17条関係)地熱発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫化水素	施設の稼働(排ガス)	<p>1 調査すべき情報 (1) 硫化水素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(気象の状況については、気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 硫化水素の拡散の特性を踏まえて硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 硫化水素の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫化水素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算又は風洞模型実験</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、硫化水素の拡散の特性を踏まえ、硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び硫化水素に係る環境影響が最大となる時期</p>
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	地形改変及び施設の存在	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働(排水)	<p>1 調査すべき情報 生物化学的酸素要求量及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	別表第43 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
温泉	施設の稼働(地熱流体の採取及び熱水の還元)	<p>1 調査すべき情報 温泉の分布、主成分、温度及びゆう出量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 温泉に係る特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 温泉に係る特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 温泉に係る特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、温泉に係る特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 温泉に係る特性を踏まえて予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び温泉に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地盤変動	施設の稼働(地熱流体の採取及び熱水の還元)	<p>1 調査すべき情報 地盤変動の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受ける</p>

		<p>地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>おそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び地盤変動に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	別表第43 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	別表第42 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	廃棄物の発生	別表第43 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	工事用資材等の搬出入	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	地形改変及び施設の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	工事用資材等の搬出入	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第45(第17条関係)風力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	建設機械の稼働			
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	建設機械の稼働			
騒音	工事用資材等の搬出入	別表第42 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	建設機械の稼働			
施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期	
	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析			
振動	3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域			
	4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点			
低周波音	5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯			
	別表第42 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
水象に係る流量、流速等	施設の稼働	別表第45 騒音の部施設の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の濁り	建設機械の稼働 造成等の施工による一時的な影響	別表第43 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
有害物質	建設機械の稼働	別表第43 有害物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
風車の影	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期	1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	工事用資材等の搬出入	別表第43 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	建設機械の稼働 造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設の存在 施設の稼働			
海域に生息する動物	工事用資材等の搬出入	別表第43 海域に生息する動物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	建設機械の稼働 造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設の存在 施設の稼働			
重要な種及び群落並びに注	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		

目すべき生育地 (海域に生息するものを除く。)	地形改変及び施設の存在	
海域に生息する植物	造成等の施工による一時的な影響	別表第43 海域に生息する植物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設の存在	
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設の存在	
	施設の稼働	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設の存在	
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	別表第42 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
二酸化炭素	工事用資材等の搬出入	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	建設機械の稼働	
文化財	地形改変及び施設の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
交通混雑	工事用資材等の搬出入	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考		
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。		
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。		
3 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカ)をいう。		
4 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。		
5 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。		
6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。		
7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。		
8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。		
9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		
10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。		

別表第46(第17条関係)太陽電池発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目	参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
騒音	工事用資材等の搬出入	別表第42 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
振動	施設の稼働	別表第45 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	工事用資材等の搬出入	別表第42 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	建設機械の稼働		
	地形改変及び施設の存在	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	別表第43 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りの特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土地の安定性	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報 土地の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査時期等 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 土地の安定性について、表層土壤や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的手法</p> <p>2 予測地域 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、調査地域に準ずる</p> <p>3 予測対象時期等 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
反射光	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響をうけるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	別表第43 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		

地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
	地形改変及び施設の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入 地形改変及び施設の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	別表第42 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
	地形改変及び施設の存在		1 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 発電事業の終了時		
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
二酸化炭素	工事用資材等の搬出入 建設機械の稼働	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
文化財	地形改変及び施設の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
交通混雑	工事用資材等の搬出入	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
備考					
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。					
2 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。					
3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。					
4 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。					
5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。					
6 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。					
7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。					
8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。					
9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。					
10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。					
11 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。					

別表第47(第17条関係)廃棄物最終処分場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働(陸上埋立)	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
	埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)		
	埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立)		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航(水面埋立)		
騒音	建設機械の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予

	<p>建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立)</p>	<p>(2) 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>浸出液処理施設の稼働(陸上埋立)</p> <p>浸出液処理施設の稼働(水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第4条第1項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期</p>
	<p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	<p>建設機械の稼働(陸上埋立)</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)</p> <p>浸出液処理施設の稼働(陸上埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査区域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材、機械及び建設工事	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法

	<p>に伴う副産物の運搬による車両の運行</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>(1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期 事業活動が定常状態になる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
悪臭	廃棄物の存在・分解	<p>1 調査すべき情報 (1) 悪臭の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第1条の規定により環境大臣が定める測定の方法による情報、特定悪臭物質濃度については、同法施行規則第5条の規定する特定悪臭物質の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び悪臭に係る環境影響が最大となる時期</p>
水象に係る流量、流速等	<p>最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)</p>	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	<p>最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める化学的酸素要求量の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期</p>
	<p>最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)</p> <p>浸出液処理水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並び</p>	<p>1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそ</p>

		<p>に当該情報の整理及び解析</p> <p>3調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>れがあると認められる地域</p> <p>3予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	造成等の施工(陸上埋立) 護岸等の施工(水面埋立) 浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 (1)濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2)流れの状況 (3)土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
富栄養化	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 (1)全窒素及び全隣の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2)流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素及び全隣の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び全窒素及び全隣の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び全窒素及び全隣の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び全窒素及び全隣の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 全窒素及び全隣の物質の収支に関する計算又は事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び全窒素及び全隣の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び全窒素及び全隣の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期</p>
水質に係る有害物質	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 (1)有害物質の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2)流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する人の健康の保護に関する項目に係る測定の方法及びダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水質の有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>

		における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	る時期
底質に係る有 害物質	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 　有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 　文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質に係る底質の状況については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 201 号)第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法に規定する測定の方法及びダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 　有害物質の特性を踏まえて対象事業場からの排出水により水底の底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 　有害物質の特性を踏まえて調査地域における底質の有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 　原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に 1 回</p>	<p>1 予測の基本的な手法 　有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 　有害物質の拡散の特性を踏まえ、底質の有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 　有害物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 　底質の有害物質に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
地下水に係る 水位、流向等	造成等の施工(陸上埋 立)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	最終処分場の存在(土地 の改変) (陸上埋立)		
地下水に係る 水質	廃棄物の存在・分解	<p>1 調査すべき情報 　地下水の水質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 　文献その他の資料及び現地調査による情報(地下水の水質の状況については、地下水の水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法又は水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 20 条第 1 項に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 　地下水の水質の特性を踏まえて地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 　地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 　地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 　事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 　調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 　地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 　地下水の水質に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
重要な地形及 び地質	造成等の施工(陸上埋 立)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸等の施工(水面埋 立)		
	最終処分場の存在(土地 の改変) (陸上埋立)		
	最終処分場の存在(土地 の改変) (水面埋立)		
土壤汚染	埋立・覆土用機械の稼働	別表第43 土壤汚染の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	廃棄物の存在・分解		
重要な種及び 群集並びに注 目すべき生息地	建設機械の稼働(陸上埋 立)	<p>1 調査すべき情報 (1)脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に 　　係る動物相の状況</p> <p>(2)動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境 　　の状況</p> <p>(3)注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由 　　である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 　動物の重要な種及び群集について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p>
	建設機械及び作業船の 稼働(水面埋立)		
	資材、機械及び建設工事 に伴う副産物の運搬に用 いる車両の運行		
	造成等の施工(陸上埋 立)	<p>2 調査の基本的な手法 　文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 　　該情報の整理及び解析</p>	<p>2 予測地域 　調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>
	護岸等の施工(水面埋 立)	<p>3 調査地域 　対象事業実施区域及びその周辺の区域</p>	<p>3 予測対象時期等 　動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握でき</p>
	最終処分場の存在(土地 の改変) (陸上埋立)		
	最終処分場の存在(土地 の改変) (水面埋立)		

		<p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	る時期及び時間帯
重要な種及び群落並びに注目すべき生息地	<p>造成等の施工(陸上埋立)</p> <p>護岸等の施工(水面埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変) (陸上埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変) (水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)陸域にあっては種子植物その他主な植物に係る植物相及び群落の状況、海域にあっては海藻類その他主な植物に関する植物相及び群落並びにけい藻類などの群集の状況</p> <p>(2)植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3)注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工(陸上埋立)</p> <p>護岸等の施工(水面埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変) (陸上埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変) (水面埋立)</p>	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>最終処分場の存在(土地の改変) (陸上埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変) (水面埋立)</p>	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>造成等の施工(陸上埋立)</p> <p>護岸等の施工(水面埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変) (陸上埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変) (水面埋立)</p>	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	<p>造成等の施工(陸上埋立)</p> <p>護岸等の施工(水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)地形の状況</p> <p>(2)土地利用の状況</p> <p>(3)廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況</p> <p>(4)切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>対象最終処分場事業実施区域並びに前号(3)及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>
メタン	廃棄物の存在・分解	<p>1 調査すべき情報</p> <p>対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態となる時期</p>
二酸化炭素	<p>建設機械の稼働(陸上埋立)</p> <p>建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)</p> <p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>建設機械、作業船及び車両等のエネルギー消費効率</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>建設機械、作業船及び車両等の稼働に伴う発生する二酸化炭素の排出に関する計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域及び予</p>

	埋立・覆土用機械の稼働 (陸上埋立) 埋立・覆土用機械の稼働 (水面埋立) 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 (陸上埋立) 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航 (水面埋立)		測における計算を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間及び事業活動が定常状態になる時期
放射線の量	埋立・覆土用機械の稼働 (陸上埋立) 埋立・覆土用機械の稼働 (水面埋立)	1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の状況 (2) 粉じん等の状況 (3) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期
文化財	最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立) 最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考	<p>1 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関する事をいう。</p> <p>2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3 この表において水質の「有害物質」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。</p> <p>4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>6 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>10 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>11 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p> <p>12 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。</p>		

別表第48(第17条関係)ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	施設の稼働(排出ガス)	<p>1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ1週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
窒素酸化物	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 施設の稼働(排出ガス) 廃棄物の搬出入	<p>1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 (1)建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに廃棄物の搬出入 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 施設の稼働 季節ごとにそれぞれ1週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2)施設の稼働及び廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
浮遊粒子状物質	施設の稼働(排出ガス)	別表第34浮遊粒子状物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
粉じん等	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 廃棄物の搬出入	<p>1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p>

		<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>(1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
有害物質	施設の稼働(排出ガス)	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質(塩化水素、水銀及びダイオキシン)の濃度の情報 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 塩化水素の濃度の状況 大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)第 5 条に基づく別表第 3 の備考 1 に規定する測定の方法 (2) 水銀の濃度の状況 有害大気汚染物質測定方法マニュアル(環境省)に規定する測定の方法 (3) ダイオキシンの濃度の状況 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法 (4) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	建設機械の稼働	別表第43 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働(機械等の稼働)		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	廃棄物の搬出入	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1)資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	建設機械の稼働	別表第43 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働(機械等の稼働)		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレージの上端値を予測する</p>
	廃棄物の搬出入		

		<p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>ための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1)資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2)廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
悪臭	施設の稼働(排出ガス)	別表第47 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働(排水)	別表第47 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び施設の設置工事	<p>1 調査すべき情報 (1)濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2)流れの状況 (3)土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水質に係る有害物質	施設の稼働(排水)	<p>1 調査すべき情報 有害物質(ダイオキシンを含む。)の状況及び河川にあっては流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する人の健康の保護に関する項目に係る測定の方法及びダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 焼却施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び水質の有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土壤汚染	施設の稼働(排出ガス)	別表第43 土壤汚染の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	建設機械の稼働	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	造成工事及び施設の設置工事		

	地形改変後の土地及び施設の存在	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び施設の設置工事	別表第47 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変後の土地及び施設の存在	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び施設の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変後の土地及び施設の存在	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
廃棄物	廃棄物の発生	別表第43 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び施設の設置工事	別表第47 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	施設の稼働(排出ガス)	別表第43 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
放射線の量	施設の稼働(排出ガス)	別表第47 放射線の量の部埋立・覆土用機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	施設の稼働(排水)	1 調査すべき情報 放射線の量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 放射線の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 放射線の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 放射線の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
	廃棄物の発生	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、放射線の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 放射線の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期
	廃棄物の搬出入	別表第47 放射線の量の部廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 主要な交通流及び交通量の状況 (2) 主要交差部における交通処理の状況 (3) 周辺の渋滞等の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地域交通の特性を踏まえて交通混雑に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 地域交通の特性を踏まえて調査地域における交通混雑に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地域交通の特性を踏まえて調査地域における交通混雑に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期
	廃棄物の搬出入	1 予測の基本的な手法 交通混雑について、事業計画の内容を踏まえた推定、事例の引用又は解析とし、混雑度及び交差点需要率は、理論計算式(交通シミュレーション解析等を含む。)による方法 2 予測地域 調査地域のうち、地域交通の特性を踏まえて交通混雑に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 地域交通の特性を踏まえて予測地域における交通混雑に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事中は影響が最大となる時期、供用後は定常状態となる時期
備考		
	1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。	
	2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。	

- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- 10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第49(第17条関係)し尿処理施設の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目	参考手法
環境要素の区分 窒素酸化物	<p>影響要因の区分</p> <p>建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 し尿等の搬出入</p> <p>調査の手法</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) し尿等の搬出入 季節ごとにそれぞれ1週間</p> <p>予測の手法</p> <p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
粉じん等	<p>建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 し尿等の搬出入</p> <p>調査の手法</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>予測の手法</p> <p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	<p>建設機械の稼働 施設の稼働</p> <p>別表第43騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p> <p>調査の手法</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>予測の手法</p> <p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1)資材及び機械の運搬に用</p>

		<p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	建設機械の稼働 施設の稼働	別表第43 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 し尿等の搬出	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2 備考4 及び7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
悪臭	施設の稼働	別表第47 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働	別表第47 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第48 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	施設の稼働	別表第47 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 地下水の水質に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(地下水の水質に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の状況については、地下水の水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地下水の水質の特性を踏まえて地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水中的硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	地形変更後の土地及び施設の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更後の土地及び施設の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び処理施設の設置工事	<p>1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物相、群落並びにけい藻類などの群集の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群</p>

		<p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び施設の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	廃棄物の発生	別表第43 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第34 二酸化炭素の部建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	施設の稼働(排出ガス)	別表第43 二酸化炭素の部施設の稼働(排出ガス)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	し尿等の搬出入		
<p>備考</p> <p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p> <p>9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。</p>			

別表第50(第17条関係)公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
粉じん等	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
騒音	堤防及び護岸の工事	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 (3) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期	
	埋立ての工事			
振動	堤防及び護岸の工事	別表第36 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	埋立ての工事			
水象に係る流向及び流速	埋立地又は干拓地の存在	1 調査すべき情報 水域に係る流向及び流速に関する水象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水象の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水象の特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水象の特性を踏まえて予測地域における流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水象の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる時期	
水の汚れ	埋立地又は干拓地の存在	1 調査すべき情報 (1)河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 (2)流れの状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 埋立てにあっては、護岸の工事及び埋立ての工事、干拓にあっては干拓の工事がしゅん工した時期	
水の濁り	堤防及び護岸の工事	別表第48 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	埋立ての工事			
有害物質	堤防及び護岸の工事	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法	

	埋立ての工事	<p>有害物質に係る底質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質に係る底質の状況については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 201 号)第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法に規定する測定の方法及びダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 有害物質の特性を踏まえて調査地域における底質の有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に 1 回</p>	<p>有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析 2 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえ、底質の有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 底質の有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
水底の底質	埋立地又は干拓地の存在	<p>1 調査すべき情報 (1)水底の底質及びその調査時の流況 (2)水底の底質の性状 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水底の底質の変化の特性を踏まえて水底の底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域で当該地域の水底の底質の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点 水域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 堆積物の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえて水底の底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえて予測地域における水底の底質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
重要な地形及び地質	埋立地又は干拓地の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事 埋立地又は干拓地の存在	別表第43 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
海域に生息する動物	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事 埋立地又は干拓地の存在	別表第43 海域に生息する動物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生育するものを除く。)	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事 埋立地又は干拓地の存在	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
海域に生育する植物	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事 埋立地又は干拓地の存在	別表第43 海域に生育する植物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事 埋立地又は干拓地の存在	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	埋立地又は干拓地の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事 埋立地又は干拓地の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	堤防及び護岸の工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事	1 調査すべき情報 建設機械、作業船及び車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、作業船及び車

			両等の稼働に伴い発生する 二酸化炭素の排出に関する 計算 2 予測地域 対象事業実施区域及び 予測における計算を適切に 行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間
文化財	埋立地又は干拓地の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
<p>備考</p> <p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>			

別表第51(第17条関係) 土地区画整理事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	自動車の走行	3 調査地 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点
		4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 (1)建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
騒音	建設機械の稼働	別表第34 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	自動車の走行	別表第34 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
振動	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況	1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算
	自動車の走行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		3 調査地 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点
		4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 (1)資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
		5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の変更)	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	構造物の存在	1 調査すべき情報 生物化学的酸素要求量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況)	1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析
		2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		3 調査地 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点

		<p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 汚れに係る環境影響が定常状態となる時期</p>
水の濁り	雨水の排水	<p>1 調査すべき情報 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 雨水を排水する公共用水域</p> <p>4 調査地点 雨水を排水する地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質量を計算</p> <p>2 予測地域 雨水を排水する公共用水域</p> <p>3 予測地点 雨水を排水する地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
緑の量及び緑の質	敷地の存在(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 緑の量 ア 緑被率の状況 イ 緑視率の状況</p> <p>(2) 緑の質 ア 現存植生及び生育の状況 イ 生育環境の状況 ウ 植栽実績等</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 緑の量 現状の緑地面積に基づく緑被率及び代表的な視点場からの緑視率を算定する方法</p> <p>(2) 緑の質 植栽予定種の環境適合性を評価するための基礎資料を得るために必要となる方法</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 緑の特性を踏まえて調査地域における緑の量及び緑の質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 緑の特性を踏まえて調査地域における緑の量及び緑の質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期(現地調査は、春季から秋季の期間)</p>	<p>1 予測の基本的な手法 緑の量は、現地調査結果及び事業計画を踏まえた緑被率の算定、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法を用いた緑視率の算定若しくは事例の引用又は解析</p> <p>緑の質は、現地調査結果及び事業計画を踏まえた植栽予定種の環境適合性の推定若しくは事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測地点 緑の特性を踏まえて予測地域における緑の量及び緑の質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 緑の量及び緑の質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	構造物の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>建設機械、車両等のエネルギー消費効率</p>	<p>1 予測の基本的な手法 建設機械及び車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		

			2 予測地域 対象事業実施区域及び予測における計算を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間及び供用後は定常状態となる時期
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	自動車の走行		
備考			<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「緑の量及び緑の質」とは、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p> <p>10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。</p>

別表第52(第17条関係)新住宅市街地開発事業に係る参考手法

参考項目	参考手法		
環境要素の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第51 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第34 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第51 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第51 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第51 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
緑の量及び緑の質	敷地の存在(土地の改変)	別表第51 緑の量及び緑の質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第51 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	自動車の走行		
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「緑の量及び緑の質」とは、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質をいう。。			
6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第53(第17条関係) 工業団地の造成の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	工場の稼働	別表第48 硫黄酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
浮遊粒子状物質	工場の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>季節ごとにそれぞれ1週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
	工場の稼働	別表第34 浮遊粒子状物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	工場の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 騒音の状況</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>(2) 工場の稼働 騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 建設機械の稼働 騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 工場の稼働 工場の稼働が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第43 騒音の部工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれが</p>
工場の稼働			

		<p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>あると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期 (1) 建設機械の稼働 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 工場の稼働 工場の稼働が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第43 振動の部工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水 敷地の存在(土地の改変)	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	工場の稼働	別表第51 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第51 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 の部地下水に係る水位、流向等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水质	工場の稼働	別表第47 地下水に係る水质の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在(土地の改変)	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在(土地の改変)	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在(土地の改変)	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
緑の量及び緑の質	敷地の存在(土地の改変)	別表第51 緑の量及び緑の質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変) 構造物の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変) 構造物の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	工場の稼働	別表第43 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工場の稼働 資材等の搬出入	別表第49 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 資材等の搬出入	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「緑の量及び緑の質」とは、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質をいう。

- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- 10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第54(第17条関係)新都市基盤整備事業に係る参考手法

参考項目	参考手法		
環境要素の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第51 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第34 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第51 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第51 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第51 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
緑の量及び緑の質	敷地の存在(土地の改変)	別表第51 緑の量及び緑の質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第49 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	自動車の走行		
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「緑の量及び緑の質」とは、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質をいう。。			
6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第55(第17条関係) 流通業務団地造成事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 (3) 資材等の搬出入 ア 騒音の状況 イ 資材等の搬出入が予想される道路の沿道の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに資材等の搬出入 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法	
	資材等の搬出入	3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第41 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第51 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第51 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
	緑の量及び緑の質	別表第51 緑の量及び緑の質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
主要な人と自然	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

との触れ合いの活動の場	構造物の存在	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第51 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	資材等の搬出入	
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材等の搬出入	
備考		
1	この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。	
2	この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。	
3	この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。	
4	この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。	
5	この表において「緑の量及び緑の質」とは、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質をいう。	
6	この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。	
7	この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。	
8	この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。	
9	この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。	
10	この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。	

別表第56(第17条関係)住宅団地の造成の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第51 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第34 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第51 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第51 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第51 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	構造物の存在	別表第47 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
緑の量及び緑の質	敷地の存在(土地の改変)	別表第51 緑の量及び緑の質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第51 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	自動車の走行		

備考

- 1この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5この表において「緑の量及び緑の質」とは、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質をいう。
- 6この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 8この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 9この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- 10この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第57(第17条関係)農用地の造成の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法				
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法			
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行					
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行					
騒音	建設機械の稼働	別表第41 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行					
振動	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行					
水象に係る流量、流速等	農用地の存在(土地の変更)	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
水の濁り	造成工事及び工作物の設置工事	別表第51 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
地下水に係る水位、流向等	農用地の存在(土地の変更)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
地下水に係る水質	農用地の使用	別表第49 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
重要な地形及び地質	農用地の存在(土地の変更)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
	農用地の存在(土地の変更)					
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
	農用地の存在(土地の変更)					
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
	農用地の存在(土地の変更)					
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	農用地の存在(土地の変更)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	農用地の存在(土地の変更)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行					
文化財	農用地の存在(土地の変更)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。				
備考						
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。						
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。						
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。						
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。						
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。						
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。						
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。						
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。						
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。						

別表第58(第17条関係)スポーツ施設等の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目	参考手法	
環境要素の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第51 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	自動車の走行	
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
騒音	建設機械の稼働	別表第34 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	自動車の走行	
振動	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第51 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	自動車の走行	
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第34 の部水象に係る流量、流速等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変後の土地及び工作物の存在	
水の汚れ	施設の利用	別表第51 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
水の濁り	雨水の排水	別表第51 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
富栄養化	施設の利用	別表第47 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地下水に係る水位、流向等	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変後の土地及び工作物の存在	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変後の土地及び工作物の存在	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変後の土地及び工作物の存在	
緑の量及び緑の質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第51 緑の量及び緑の質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第51 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	自動車の走行	
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	自動車の走行	

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「緑の量及び緑の質」とは、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をい

う。

9この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第59(第17条関係)ゴルフ場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第51 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第34 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第34 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第34 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第34 の部水象に係る流量、流速等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
水の汚れ	施設の利用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量の状況</p> <p>(2) 農薬の濃度の状況</p> <p>(3) 全窒素及び全燐の濃度の状況</p> <p>(4) 放流河川の流量の状況</p> <p>(5) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1)生物化学的酸素要求量並びに全窒素及び全燐の濃度の状況 水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法</p> <p>(2) 農薬の濃度の状況 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について(平成2年環水土第77号環境庁水質保全局長通知)に定める測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量及び使用農薬並びに使用肥料の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の汚れに係る環境影響が定常状態となる時期</p>
	雨水の排水	別表第51 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 の部地下水に係る水位、流向等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の利用	<p>1 調査すべき情報 地下水の農薬濃度の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(地下水の農薬濃度の状況については、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針についてに定める測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>地下水の水質の特性を踏まえて農薬に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて農薬に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における農薬に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 農薬による地下水の水質への環境影響が最大となる時期</p>
	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	造成工事及び工作物の存在	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	重要な種及び		

群集並びに注目すべき生息地	設置工事 地形改変後の土地及び工作物の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事 地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事 地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
緑の量及び緑の質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第51 緑の量及び緑の質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第51 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	自動車の走行		
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「緑の量及び緑の質」とは、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質をいう。			
6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第60(第17条関係)下水道終末処理場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目	参考手法		
環境要素の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
粉じん等 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
騒音 建設機械の稼働 施設の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第43 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
振動 建設機械の稼働 施設の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第43 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
悪臭 施設の稼働	別表第47 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の汚れ 施設の稼働	別表第47 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の濁り 造成工事及び処理施設の設置工事	別表第48 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
富栄養化 施設の稼働	別表第47 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な地形及び地質 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地 造成工事及び処理施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地 造成工事及び処理施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第49 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
地域を特徴づける生態系 造成工事及び処理施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
廃棄物 廃棄物の発生	別表第43 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
建設工事に伴う副産物 造成工事及び処理施設の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
二酸化炭素 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
文化財 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
交通混雑 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第61(第17条関係)工場等の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	工場等の稼働	別表第48 硫黄酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行		
	資材等の搬出入		
	工場等の稼働		別表第53 窒素酸化物の部工場の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
浮遊粒子状物質	工場等の稼働	別表第34 浮遊粒子状物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第53 騒音の部建設機械の稼働及び工場の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	工場等の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		別表第43 騒音の部工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材等の搬出入		
振動	建設機械の稼働	別表第53 振動の部建設機械の稼働及び工場の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	工場等の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第41 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
悪臭	工場等の稼働	別表第47 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	工場等の稼働	別表第51 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び工作物の建設	別表第51 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	工場等の稼働	別表第47 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の建設	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の建設	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の建設	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
緑の量及び緑の質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第51 緑の量及び緑の質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	廃棄物の発生	別表第43 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の建設	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第51 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
	工場等の稼働		別表第43 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		

備考

1この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

2この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要な

ものをいう。

3この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

4この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。

5この表において「緑の量及び緑の質」とは、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質をいう。

6この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第62(第17条関係)豚房施設の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第36 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
騒音	建設機械の稼働	別表第41 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
振動	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
悪臭	畜舎の供用	別表第47 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の汚れ	畜舎の供用	別表第51 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の濁り	造成工事及び工作物の設置工事	別表第51 水の濁りの部雨水の排水の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	畜舎の供用	<p>1 調査すべき情報 浮遊物質の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況)</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況について、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>	
富栄養化	畜舎の供用	別表第47 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
地下水に係る水質	畜舎の供用	別表第47 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な地形及び地質	敷地及び畜舎の存在(土地の変更を含む。)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	敷地及び畜舎の存在(土地の変更を含む。)			
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第49 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	敷地及び畜舎の存在(土地の変更を含む。)			
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	敷地及び畜舎の存在(土地の変更を含む。)			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地及び畜舎の存在(土地の変更を含む。)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地及び畜舎の存在(土地の変更を含む。)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
廃棄物	畜舎の供用	<p>1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 事業活動が定常の状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期</p>		
建設工事に伴う	造成工事及び工作物の	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		

副産物	設置工事		
メタン	畜舎の供用		1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常の状態となる時期
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
文化財	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第 63(第 17 条関係) 岩石等の採取の事業又は採取の規模の変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法	2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	プラント及び重機の稼働	(2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	岩石等の搬出	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
		4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	(2) プラント及び重機の稼働並びに岩石等の搬出 事業活動が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	建設機械の稼働	5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	プラント及び重機の稼働		
	岩石等の搬出		
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算
	プラント及び重機の稼働	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働及び重機の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法 (2) プラントの稼働 騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法	2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
		4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) プラント及び重機の稼働 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期

		<p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 騒音の状況</p> <p>(2) 道路の沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 岩石等の搬出</p> <p>事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 建設機械の稼働</p> <p>振動に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) プラント及び重機の稼働</p> <p>事業活動が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	プラント及び重機の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 振動の状況</p> <p>(2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>振動に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 岩石等の搬出</p> <p>事業活動が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
低周波音	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第34 低周波音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成等の施工	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法

	<p>岩石等の採取場の存在 (土地の改変)</p> <p>プラント及び重機の稼働</p>	<p>(1) 造成等の施工並びに岩石等の採取場の存在 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 土質の状況 (2) プラント及び重機の稼働 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。)</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>浮遊物質の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1)造成等の施工並びに岩石等の採取場の存在 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期 (2) プラント及び重機の稼働 事業活動が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	<p>造成等の施工</p> <p>岩石等の採取場の存在 (土地の改変)</p>	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	<p>造成等の施工</p> <p>岩石等の採取場の存在 (土地の改変)</p>	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工</p> <p>岩石等の採取場の存在 (土地の改変)</p>	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	プラント及び重機の稼働	別表第43 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成等の施工	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	<p>建設機械の稼働</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第64(第17条関係)建築物の高さが100メートル以上であって、延べ面積が50,000平方メートル以上である建築物の新築の事業に係る参考手法

参考項目	参考手法			
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第51 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	自動車の走行			
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	自動車の走行			
騒音	建設機械の稼働	別表第34 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	自動車の走行			
振動	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第51 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	自動車の走行			
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第34 の部水象に係る流量、流速等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	地形改変後の土地及び工作物の存在			
水の渦り	雨水の排水	別表第51 水の渦りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
地下水に係る水位、流向等	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
日照阻害	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 日照阻害の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
電波障害	地形改変後の土地及び工作物の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)テレビ電波の受信状況</p> <p>ア 受信画質の状況</p> <p>イ 受信電波強度等の状況</p> <p>ウ 共同アンテナの設置等の状況</p> <p>(2)テレビ電波の送信状況</p> <p>(3)地形及び工作物の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(テレビ電波の受信状況については、「建造物によるテレビ受信障害調査要領」等の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>土地利用及び地形等の特性を踏まえて電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>土地利用及び地形等の特性を踏まえて調査地域における電波障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>土地利用及び地形等の特性を踏まえて調査地域における電波障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度について、建造物による電波障害予測計算式、事例の引用又は解析、その他適切な方法</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、土地利用及び地形等の特性を踏まえて電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>土地利用及び地形等の特性を踏まえて予測地域における電波障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>建築物の新築が完了する時期</p>	
風害	地形改変後の土地及び工作物の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)風向風速の状況</p> <p>ア 上空風の状況</p> <p>イ 地表風の状況</p> <p>ウ 強風の状況</p> <p>(2)風に影響を及ぼす建築物等の状況</p> <p>(3)風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況</p> <p>(4)地形の状況</p> <p>(5)土地利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(風向風速の状況については、気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>風環境の特性を踏まえて風害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化的程度、年間ににおける強風の出現頻度について、流体数値シミュレーション、風洞模型実験、事例の引用又は解析その他の適切な方法</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、風環境の特性を踏まえて風害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>風環境の特性を踏まえて予測地域における風害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	

		<p>風環境の特性を踏まえて調査地域における風害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等</p> <p>風環境の特性を踏まえて調査地域における風害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期(風向風速の状況は、原則として1年間(風向風速の状況において、上空の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p>	4 予測対象時期等 建築物の新築が完了する時期	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	地形改変後の土地及び工作物の存在			
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	地形改変後の土地及び工作物の存在			
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	地形改変後の土地及び工作物の存在			
緑の量及び緑の質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第51 緑の量及び緑の質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
廃棄物	施設の利用	別表第43 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第51 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	自動車の走行			
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第48 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	自動車の走行			
備考				
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。				
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。				
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。				
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。				
5 この表において「緑の量及び緑の質」とは、既存の緑地等を含む緑の量及び新たに植栽等により形成される緑の質をいう。				
6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。				
7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。				
8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。				
9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。				
10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。				

別表第65(第17条関係)その他の造成事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第51 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第34 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第34 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第39 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第51 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第34 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第51 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第51 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第47 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
	構造物の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第34 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働	別表第34 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第34 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第34 交通混雑の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			
9 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。			

別表第 66(第 17 条関係) 港湾計画に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	主要な水域施設又は係留施設の供用 主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用 主要な臨港交通施設の供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
騒音	主要な臨港交通施設の供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 対象港湾計画に定められる道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
振動	主要な臨港交通施設の供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
水象に係る流向及び流速	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報 流況の状況	1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験
	主要な外郭施設の存在	2 調査の基本的な手法	
	埋立地の存在		

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>					
水の汚れ	<table border="1"> <tr> <td>主要な水域施設の存在</td> <td>1 調査すべき情報</td> </tr> <tr> <td>主要な外郭施設の存在</td> <td>(1) 化学的酸素要求量の状況</td> </tr> <tr> <td>埋立地の存在</td> <td>(2) 流れの状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</td> </tr> </table>	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報	主要な外郭施設の存在	(1) 化学的酸素要求量の状況	埋立地の存在	(2) 流れの状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	<p>1 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報							
主要な外郭施設の存在	(1) 化学的酸素要求量の状況							
埋立地の存在	(2) 流れの状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期							
重要な地形及び地質	<table border="1"> <tr> <td>主要な水域施設の存在</td> <td>1 調査すべき情報</td> </tr> <tr> <td>主要な外郭施設の存在</td> <td>(1) 地形及び地質の概況</td> </tr> <tr> <td>埋立地の存在</td> <td>(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</td> </tr> </table>	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報	主要な外郭施設の存在	(1) 地形及び地質の概況	埋立地の存在	(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	<p>1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報							
主要な外郭施設の存在	(1) 地形及び地質の概況							
埋立地の存在	(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期							
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	<table border="1"> <tr> <td>主要な水域施設の存在</td> <td>1 調査すべき情報</td> </tr> <tr> <td>主要な外郭施設の存在</td> <td>(1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</td> </tr> <tr> <td>埋立地の存在</td> <td>(2) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</td> </tr> </table>	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報	主要な外郭施設の存在	(1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況	埋立地の存在	(2) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報							
主要な外郭施設の存在	(1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況							
埋立地の存在	(2) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯							
海域に生息する動物	<table border="1"> <tr> <td>主要な水域施設の存在</td> <td>1 調査すべき情報</td> </tr> <tr> <td>主要な外郭施設の存在</td> <td>(1) 魚等の遊泳動物、潮間帯及び潮下帯以下の海底に生息する</td> </tr> </table>	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報	主要な外郭施設の存在	(1) 魚等の遊泳動物、潮間帯及び潮下帯以下の海底に生息する	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物、干潟、藻場及び</p>		
主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報							
主要な外郭施設の存在	(1) 魚等の遊泳動物、潮間帯及び潮下帯以下の海底に生息する							

	埋立地の存在	<p>底生動物並びに卵・稚仔を含む動物プランクトン(以下この表において「海生動物」という。)の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2)干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3)重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生育するものを除く。)	<p>主要な水域施設の存在</p> <p>主要な外郭施設の存在</p> <p>埋立地の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主要な植物に係る植物相及び群落の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生育する植物	<p>主要な水域施設の存在</p> <p>主要な外郭施設の存在</p> <p>埋立地の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)潮間帯及び潮下帯の植物(海草類、海藻類その他の植物をいう。)並びに植物プランクトン(以下この表において「海生植物」という。)の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2)干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生植物、干潟、藻場及びさんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>主要な水域施設の存在</p> <p>主要な外郭施設の存在</p> <p>埋立地の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1)無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況</p> <p>(2)生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況</p> <p>(3)人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、非生物的</p>

	(4)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境 若しくは生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な外郭施設の存在 埋立地の存在	1 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点の状況 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 4 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての視覚的な表現方法 2 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な水域施設の存在 主要な外郭施設の存在 埋立地の存在	1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
文化財	主要な水域施設の存在 主要な外郭施設の存在 埋立地の存在	1 調査すべき情報 (1) 文化財の種類、指定区分、位置及び分布の状況 (2) 埋蔵文化財包蔵地の内容、位置及び分布並びに埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等	1 予測の基本的な手法 文化財について、その改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、文化財の特性を踏まえて文化財に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 文化財の特性を踏まえて文化財に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期

		文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
備考			
1この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
2この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
3この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
4 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
5 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
6この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
7この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			